

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例（平成19年北海道条例第25号）の施行期日は、平成19年7月20日とする。

告 示

北海道告示第488号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、石狩花畔土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成19年7月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成19. 4. 1	理 事	関 戸 琢 也	石狩市生振2線北16番地
同	同	同	宮 本 二三男	札幌市北区屯田8条8丁目11番2号
同	同	同	秋 元 勝	石狩市花川南7条4丁目75番地
同	同	同	関 戸 幹 雄	同 生振327番地6
同	同	同	近 藤 勝 則	同 生振403番地20
同	同	監 事	阿 部 武 勲	同 生振406番地3
同	同	同	杉 中 敏 男	同 花川東46番地13
退 任	同 19. 3. 31	理 事	関 戸 琢 也	同 生振2線北16番地
同	同	同	宮 本 二三男	札幌市北区屯田8条8丁目11番2号
同	同	同	石 山 守	石狩市生振12番地8
同	同	同	秋 元 勝	同 花川南7条4丁目75番地
同	同	同	関 戸 幹 雄	同 生振327番地6
同	同	監 事	阿 部 武 勲	同 生振406番地3
同	同	同	杉 中 敏 男	同 花川東46番地13

北海道告示第489号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、沙流土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成19年7月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

理事・氏 名	住 所
監事の別	変 更 前 変 更 後
理 事 中 道 善 光	沙流郡平取町本町117番地10 沙流郡平取町本町117番地2

目 次 ページ

規 則

○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（都市環境課） 7

告 示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業支援課） 7

○土地改良区の役員の住所変更の届出.....（農業支援課） 7

○特定調達契約に係る入札の公告.....（漁業管理課） 8

○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課） 8

○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課） 9

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課） 9

道原子力環境センター告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示..... 9

○特定調達契約に係る入札の公告..... 10

道企業管理規程

○北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程..... 11

道教育庁胆振教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告..... 12

道監査委員公表

○監査公表第5号..... 13

道警察本部告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示..... 14

○特定調達契約に係る入札の公告..... 14

規 則

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年7月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第72号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道告示第490号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年7月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

漁業取締船ほっかい上架修理工事 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 履 行 期 間 平成19年8月29日から9月27日まで

(4) 履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 総トン数150トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。

(4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特種上架台及び斜路）を有し、かつ、認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成19年7月6日から20日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局漁業管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西

6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）

(2) 入 札 日 時 平成19年8月17日 午後2時（送付による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量65グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、北海道水産林務部水産局漁業管理課に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

(1) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5486

(2) 前金払いは、契約金額の4割に相当する額以内で行う。

10 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel
HOKKAI Repair Service 1 set

B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., August 17, 2007

C . Contact point for notice : Fishing Management Division, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-Ku, Sapporo,
Hokkaido 060-8588 Japan.
Phone : 011-204-5486

北海道告示第491号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成19年7月6日

北海道知事 高 橋 はるみ 1 保安林予定森林の所在場所 函館市岩戸町269・270（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） 2 指 定 の 目 的 水源のかん養 3 指 定 施 業 要 件 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 岩戸町269・270（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)	平成19年7月6日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件変更予定保安林 空知郡南富良野町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 2 保安林として指定された目的 風害の防備 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。)
北海道告示第492号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成19年7月6日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 小樽市朝里川温泉1丁目546の1（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 岩内郡共和町梨野舞内316の1・441・463の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁産業振興部林務課並びに小樽市役所及び共和町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第493号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。	道原子力環境センター告示 北海道原子力環境センター告示第2号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成19年7月6日 北海道原子力環境センター所長 武 田 義 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成19年度において、道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成19年7月6日に一般競争入札の公告を行うゲルマニウム半導体検出装置の購入に関する契約 (2) 資 格 ゲルマニウム半導体検出装置の購入契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 ゲルマニウム半導体検出装置 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。 (1) 平成19年7月1日現在において、物品販売業を営んでいること。

- (2) 過去2年間に於いて、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行したものであること。
- (3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載する要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。
- (4) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給、保守等について、そのサービス及びメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができるものと認められる者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 平成19年7月6日から8月6日まで
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示による作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道原子力環境センター分析課

イ 提出先の所在地 岩内郡共和町宮丘261番地1

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のAからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

北海道原子力環境センター告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年7月6日

北海道原子力環境センター所長 武 田 義

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
ゲルマニウム半導体検出装置 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 平成20年2月29日
- (4) 納入場所 岩内郡共和町宮丘261番地1 北海道原子力環境センター

2 入札に参加する者に必要な資格

平成19年北海道原子力環境センター告示第2号に規定するゲルマニウム半導体検出装置販売の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道原子力環境センター分析課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 岩内郡共和町宮丘261番地1 北海道原子力環境センター2階大研修室（送付による場合は、郵便番号 045-0123 岩内郡共和町宮丘261番地1 北海道原子力環境センター分析課）

(2) 入札日時 平成19年8月21日（火）午後2時（送付による場合は、平成19年8月20日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道原子力環境センター分析課

(2) 交付の方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

7 落札者の決定及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

8 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札説明の日時及び場所

ア 日 時 平成19年7月6日（金）から8月6日（月）

イ 場 所 北海道原子力環境センター分析課

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道原子力環境センター分析課

イ 所 在 地 郵便番号 045-0123 岩内郡共和町宮丘261番地1

電話番号 0135-74-3131

9 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

1 set of Germanium semiconductor detector system

B . Bid tendering date and time : 2:00 P.M., August 21, 2007

C . Contact : Nuclear Energy Environmental Research Center, Department of General Affairs, Hokkaido Prefectural Government, 261, Miyaoka, Kyowa-Cho, Iwanai-gun, Hokkaido, 045-0123 Japan.
Phone : 0135-74-3131

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業管理規程第10号

北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 7 月 6 日

北海道公営企業管理者 青 木 次 郎

北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程

北海道電気事業電気工作物保安規程（昭和61年北海道企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 局の電気工作物において、運転及び操作等の業務を委託した場合の運用の保安に関する事項は、この規程によるものとする。

第5条第2項の表中「主幹」を「参事、主幹」に改める。

第14条に次の1項を加える。

2 電気工作物の運転及び操作等の業務を委託した場合の運転、操作の方法及び手順については、別に定める運転操作要領のほか、次の定めにより行うものとする。

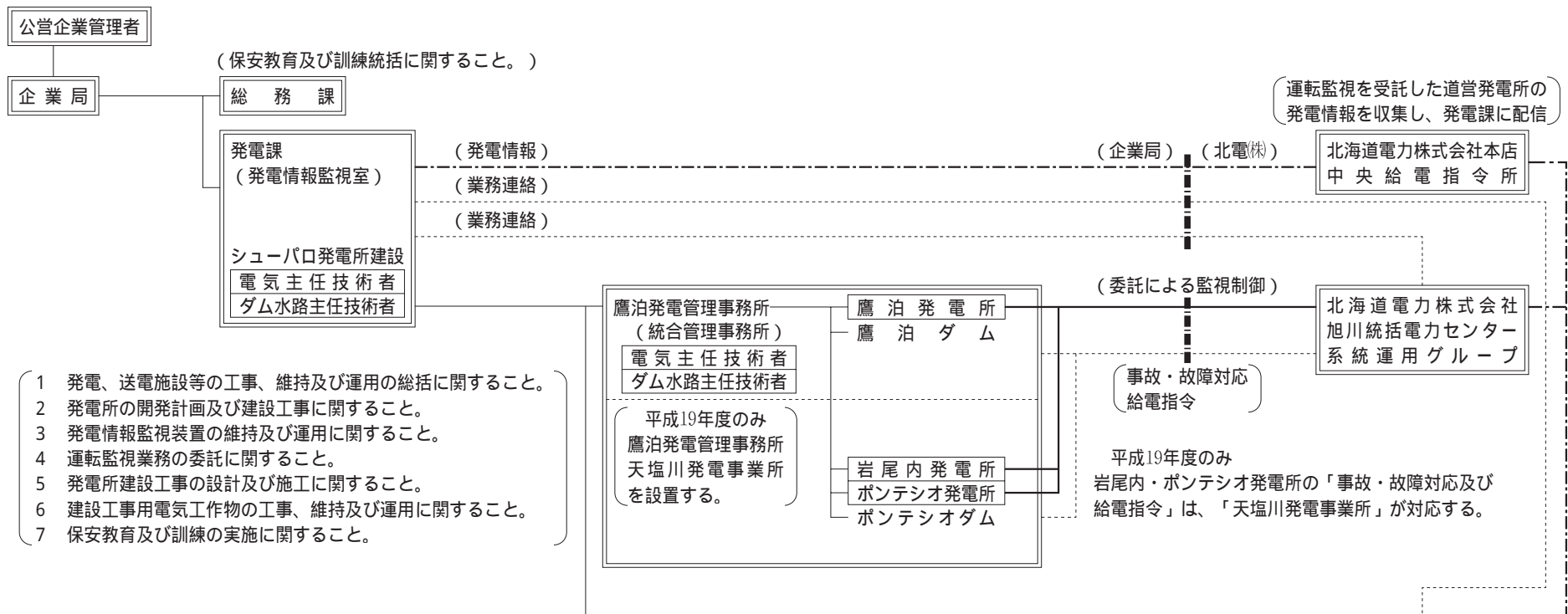
(1) 道営発電所給電協定書

(2) 岩尾内発電所から直接供給する配電線の運用申合せ書

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

保 安 に 関 す る 組 織 及 び 業 務 分 掌



- （ 1 発電、送電施設等の工事、維持及び運用に関すること。
2 保安教育及び訓練の実施に関すること。 ）

「鷹泊発電管理事務所 天塩川発電事業所」の業務分掌

- （ 1 岩尾内発電所、ポンテシオ発電所及びポンテシオダムの
工事、維持及び運用に関すること。
2 岩尾内発電所、ポンテシオ発電所及びポンテシオダムの
保守業務を受託した者に対する指導等に関すること。 ）

夕張川発電管理事務所

電気主任技術者
ダム水路主任技術者

二 股 発 電 所
滝 下 発 電 所
清水沢発電所（有人）
滝の上発電所（有人）
川 端 発 電 所
送 電 線 路
清 水 沢 ダ ム
沼 ノ 沢 取 水 堰
滝 の 上 取 水 堰

（委託による監視制御）

北海道電力株式会社
札幌統括電力センター
系統制御グループ

（事故・故障対応
給電指令）

凡例

■■■■■■■■■■：責任分界点

附 則

この規程は、平成19年7月6日から施行する。

道教育庁胆振教育局告示

北海道教育庁胆振教育局告示第17号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年7月6日

北海道教育庁胆振教育局長 菅 野 滋

1 入 札 に 付 す る 事 項

（1）調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 84台（1月当たりの単価）
（職業科42台、商業科総合文書処理装置42台）

イ パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 42台（1月当たりの単価）
（普通科42台）

（2）調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

（3）契 約 期 間

ア 平成19年9月1日から平成24年8月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

イ 平成19年9月1日から平成25年8月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

（4）納 入 期 限 平成19年9月1日（土）

（5）納 入 場 所

ア 北海道虻田高等学校

イ 北海道苫小牧西高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- （1）平成19年北海道告示第13号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- （2）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- （3）当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- （4）当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- （1）この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成19年7月6日（金）から24日（火）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市幸町9番11号
北海道教育庁胆振教育局企画総務課

- （2）審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- （1）入 札 場 所 室蘭市幸町9番11号 胆振支庁別館2階第一会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市幸町9番11号 北海

道教育庁胆振教育局企画総務課)

(2) 入札日時

ア 平成19年8月2日(木)午前10時

イ 平成19年8月2日(木)午前10時30分

(ア、イともに送付による場合は、平成19年8月1日(水)までに必着のこと。)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 91台

(2) 予定時期 平成19年11月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、電子メール又は郵送による交付を希望する場合は、次のとおりとする。

ア 電子メールによる交付を希望する場合

契約に関する事務を担当する組織にその旨を電子メールで申し込むこと。

(メールアドレス：fukuda.munenori@pref.hokkaido.lg.jp)

イ 郵送による交付を希望する場合

A 4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて北海道教育庁胆振教育局企画総務課に申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は、次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市幸町9番11号

電話番号 0143-24-9889

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

a . Personal Computer 84 1set

b . Personal Computer 42 1set

B . Bidding date and time :

a . 10:00 A. M., August 2, 2007

b . 10:30 A. M., August 2, 2007

(If mailed, bids must arrive no later than August 1)

C . Contact : Accounting Division, General Affairs Department. Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 9-11, Saiwaicho, Muroran, Hokkaido, 051-8558, Japan.

Phone : 0143-24-9889

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した平成17年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

平成19年7月6日

北海道監査委員 段 坂 繁 美
北海道監査委員 工 藤 敏 郎
北海道監査委員 宮 間 利 一
北海道監査委員 見 野 全

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第92号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成19年7月6日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

1 資格及び調達をする役務の種類

平成19年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成19年7月6日に一般競争入札の公告を行う予定である重要犯罪等捜査支援システムの賃貸借契約
- (2) 資 格 重要犯罪等捜査支援システムの資格（以下「資格」という。）
- (3) 物 品 等 の 種 類 重要犯罪等捜査支援システムの賃貸借

2 資格条件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 調達物品を賃貸借できることを証明した者であること。
- (2) 調達物品の保守点検が可能な者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成19年7月6日から8月8日まで
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

北海道警察本部告示第93号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年7月6日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
重要犯罪等捜査支援システム 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成20年3月1日から平成27年2月28日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 履 行 場 所 契約担当者が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成19年北海道警察本部告示第92号に規定する重要犯罪等捜査支援システムの賃貸借の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
- (2) 入 札 日 時 平成19年9月5日 午前10時（送付による場合は、平成19年9月4日までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する

る事務を担当する組織に申し込むこと。

また、入札説明書については、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）において閲覧・印刷することができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236

9 Summary

A . Nature and quantity of the products to be purchased :

System for Assisting Investigation into Felonies and other Crimes : 1 unit

B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., September 5, 2007 (in case of mail, the necessary documents must be reached by September 4)

C . For further information, please contact: Finance Division, General Affairs
Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, kita 2-jo,
Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan.
Phone : 011-251-0110 Extension 2236

